

令和6年度～令和8年度
浜松市自動販売機設置場所貸付
(浜松市市民音楽ホール 1階ホール側ロビー)
一般競争入札

募 集 要 項

市民部創造都市・文化振興課

令和6年2月

浜 松 市

1 趣旨・目的

浜松市の庁舎・公の施設等の利用者の利便性を高めるとともに市の財源を確保するため、高い収益性が見込まれる自動販売機の設置場所を、一般競争入札の方法により貸し付けるものです。

2 入札案件

入札案件は以下のとおりです。

設置場所	占有面積等			売上実績 (円) 令和 4年度	販売品
	設置場所 寸法 (m)		面積 (㎡) (回収ボックス含む)		
	幅	奥行			
浜松市市民音楽ホール (1階ホール側ロビー)	1.25	0.9	1.32	428,270	缶、ペットボトル入飲料

*参加に当たり、参加希望者自らが現地の状況を確認してください。(現地説明会は実施しません。) 設置場所の詳細については、所管課にお問合せください。

*参考情報

浜松市市民音楽ホール：職員数8人、来庁者数320人/日

3 仕様（自動販売機の機能、性能及び機種）

設置しようとする自動販売機が、案件（入札番号）ごとに、以下の条件を満たしている必要があります。

(1) 自動販売機の設置及び運用

- ①環境配慮型の機種とし、最低限、次の条件を満たしていること。
 - ・ピークシフト、ピークカット機能を搭載していること。
 - ・省エネルギー機能を搭載していること。
 - ・ノンフロン対応型であること。
- ②ユニバーサルデザイン対応型機種とし、最低限、次の条件を満たしていること。
 - ・コイン投入口に受け皿が設置されていること。
 - ・飲料の選択ボタンが低位置に設置されていること。
- ③常に使用が可能な状態で設置すること。
- ④転倒防止等耐震対策を施すこと。
- ⑤営業許可を要する飲料を販売する自動販売機を設置するときは、関係法令に基づく当該許可を受けたことを証する書類の写しを貸付人に提出すること。
- ⑥設置に当たり電気工事その他の工事を必要とするときは、貸付人の指示に従って行い、工事完了後は当該完了を貸付人に報告すること。
- ⑦設置後に貸付人の確認を受け、施設管理上支障があると指摘されたときは、指示に従い速やかに是正すること。
- ⑧自動販売機の転倒等により第三者に損害を与えたときは、借受人の責任にお

いて適切な対応及び処理を行うこと。

⑨故障、不具合等が生じた際の間合せ連絡先を、自動販売機に明記すること。

(2) 回収ボックスの設置及び運用

①貸付人の指示に従い、指定の位置に設置し、設置後は当該完了を貸付人に報告すること。

②常に使用が可能な状態を維持すること。

③衛生的に良好な状態で管理をすること。

④分別回収、リサイクル処分に努めること。

⑤回収した飲料容器等の搬出方法及び搬出時間については、貸付人と協議のうえ決定すること。

(3) 販売品の種類及び運用

①販売品は缶又はペットボトル入りの飲料とすること。

②酒税法第2条第1項に規定する酒類及びその類似品を販売しないことし、最低限、次の条件を満たしていること。

・飲料水を含んでいること。

・お茶類を含んでいること。

・つめたい飲料とあたたかい飲料の両方を含んでいること。

③販売品の補充及び維持管理は、借受人の責任において行うこと。

④賞味期限の管理を行い、衛生的な管理に努めること。

⑤販売価格は一般的な標準価格とし、標準価格より高い価格での販売はしないこと。

⑥搬入方法及び搬入時間については、貸付人と協議のうえ決定すること。

4 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす個人又は法人とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 浜松市の入札参加資格登録者にあつては、浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。なお、浜松市の入札参加資格登録者でなくても、入札に参加することができる。

(3) 浜松市税に未申告及び滞納がないこと。また住民税の納税について特別徴収義務者であること。ただし、「市民税県民税特別徴収未実施理由書」の確認を受けている場合を除く。

(4) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過し

ない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(7) 成年被後見人・被保佐人・被補助人としての登記がないこと。

(8) 入札参加申し込みに必要な書類を期日までに全て提出した者であること。

5 入札への参加方法

入札参加希望者は、「入札参加申込書」(別紙1)に必要な事項を記入・押印し、必要書類をそろえて、受付場所に直接お持ちください。

(1) 必要書類(○が提出を要するもの)

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申込書(別紙1)	○	○
イ	登記事項証明書(現在事項全部証明書)	○	—
ウ	身分証明書(本籍のある市区町村が発行するもの)	—	○
エ	印鑑登録証明書	○	○
オ	市税の完納証明書	○	○
カ	誓約書(別紙2)	○	○
キ	自動販売機の運営実績(様式任意)	○	○
ク	委任状(契約締結等について委任する場合)	○	○
ケ	消費税及び地方消費税に係る納税証明書その3	○	○
コ	市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し	○	—
サ	直前1年の営業年度の貸借対照表、損益計算書	○	—
シ	直前1年の所得税確定決算書の写し	—	○
ス	登記されていないことの証明書	—	○

注1) 提出部数は各1部です。

注2) 「イ」「ウ」「エ」「オ」「ケ」「ス」は、入札執行日前3か月以内に発行されたものに限ります。

注3) 「ウ」は、破産者等でないことを証明する文書です。(運転免許証等で代用できません。)

注4) 「ク」は、落札後の契約締結等について委任が必要な場合に提出してください。入札の代理だけの場合は、入札書下部に記載することにより委任が可能です。

注5) 「ケ」は、所管税務署が発行する消費税等に滞納等がないことの証明書です。「その3の2」又は「その3の3」の納税証明書でも可とします。

注6) 「コ」は、令和5年度に発行されたものに限ります。本店及び営業所等が浜松市内に所在する事業者で、お手元がない場合は浜松市市民税課特別徴収グループにお問い合わせください。

浜松市市民税課特別徴収グループ

浜松市中央区元目町 1 2 0 番地の 2 浜松市役所元目分庁舎

TEL (053)457-2142

市民税県民税特別徴収未実施理由書の確認を受けている場合は、確認を受けた書類の写しを提出してください。

注 7)「シ」は、直前 1 年の所得税確定決算書の写し、所得税確定申告書の写し又は市民税申告書の写しのうちいずれか一つとします。

注 8)「ス」は、法務局が発行する成年被後見人・被保佐人・被補助人としての登記がないことの証明書です。

注 9) 提出書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

(2) 入札参加申込受付期間

令和 6 年 2 月 2 7 日 (火) から令和 6 年 3 月 5 日 (火) までの
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

(3) 入札参加申込受付場所

浜松市市民部創造都市・文化振興課 (浜松市役所本館 3 階)

所在地: 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2 電話番号: 0 5 3 - 4 5 7 - 2 4 1 7

* 上記所管課に直接提出してください。直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による申込みは受け付けませんのでご了承ください。

6 質問の受付

本入札に対するご質問は以下のとおり受付及び回答します。

(1) 質問の提出方法

原則として文書 (様式任意) により、直接提出してください。当該文書には、質問者の氏名・名称、連絡先を必ず記載してください。ただし、遠隔地や時間的猶予がない場合等文書によることが困難な場合は、F A X ・ 電話等での質問も可とします。

(2) 質問受付期間

令和 6 年 2 月 2 7 日 (火) から令和 6 年 3 月 8 日 (金) までの
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

(3) 質問受付場所

浜松市市民部創造都市・文化振興課 (浜松市役所本館 3 階)

所在地: 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2 電話番号: 0 5 3 - 4 5 7 - 2 4 1 7

(4) 質問に対する回答

以下に記載の期間、上記 (3) 質問受付場所において、閲覧に供します。

令和 6 年 3 月 1 2 日 (火) から令和 6 年 3 月 1 4 日 (木) までの
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

7 入札参加資格の確認

入札参加申込の受付後、提出された必要書類を確認し、入札参加資格の有無を文書により通知します。

(1) 入札参加資格確認結果通知書の交付場所

浜松市市民部創造都市・文化振興課（浜松市役所本館3階）

所在地：浜松市中央区元城町103番地の2

電話番号：053-457-2417

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付日時

令和6年3月7日（木）午後3時以降の開庁時間

(3) 入札参加資格確認結果通知書の交付方法

上記の交付場所・日時において、手交します。郵送・電話連絡は行いませんのでご了承ください。

8 入札参加資格がないと認められた場合の理由説明要求

入札参加資格確認の結果、参加資格がないと通知された場合は、市に対してその理由を求めることができます。

(1) 説明要求の方法

文書（様式任意）により、直接提出してください。直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による提出は受け付けませんのでご了承ください。

(2) 説明要求書の提出場所

浜松市市民部創造都市・文化振興課（浜松市役所本館3階）

所在地：浜松市中央区元城町103番地の2

電話番号：053-457-2417

(3) 説明要求書の提出期限

令和6年3月11日（月）午後3時まで

(4) 説明要求に対する回答

令和6年3月13日（水）までに説明要求者に回答します。

9 入札執行日時等

入札参加者以外は執行場所への入室ができませんのでご了承ください。

(1) 入札執行日時、場所及び開札

ア 執行日時

令和6年3月15日（金） 午前10時から

イ 執行場所

浜松市役所本館3階32会議室

所在地：浜松市中央区元城町103番地の2

ウ 開札

入札終了後、直ちに開札します。

10 入札の手続き

- (1) 入札書は、事前に配付した**所定の入札書**に必要事項を記載し、記名押印をしてください。
- (2) 入札書に記載する入札金額は、**1か月間の貸付料の金額（消費税を含まない金額）**を記載してください。
- (3) 入札書は、事業名、入札番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入し（封筒の大きさは自由）、直接提出してください。郵送による提出は受け付けません。
- (4) 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引き換え、変更又は撤回することができません。
- (5) 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合は、浜松市の職員を立ち合わせ開札します。

11 入札保証金

本入札においては、入札参加資格「有」の通知を受けた者の入札保証金は免除とします。

12 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は数字をもって金額を記載しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 他人の代理を兼ね、2以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書を提出した入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札要件が確認できない不明確な入札書による入札
- (8) 入札に関し不正行為があった者の入札
- (9) 最低貸付料に達しない金額で入札した者の入札
- (10) その他指定した入札方法以外で入札した者の入札

13 落札者の決定

- (1) 落札者は、市が設定する**最低貸付料（月額、消費税抜き）**以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、**最高の価格（月額、消費税抜き）**を入札した者とします。
- (2) 1回目の入札で最低貸付料に達する入札がない場合は、直ちに2回目の入札（再度入札）を行います。再度入札の回数は1回とします。

- (3) 入札金額が同額で、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。落札者となるべき者は「くじ」を辞退することはできませんのでご注意ください。
- (4) 落札者決定後、落札者には必要書類の提出をしていただきます。
 - ア 自動販売機の機器仕様書（上記「3仕様（自動販売機の機能、性能及び機種）」に合致していることが確認できるもの）
 - イ 自動販売機の設置及び維持管理計画書
 - ウ 関係法令に基づく当該許可を受けたことを証する書類の写し（営業許可を要する飲食料を販売する自動販売機を設置するときのみ）

1 4 契約保証金

本入札の落札者においては、入札参加資格「有」の通知を受けた者の契約保証金は免除とします。

1 5 契約の条件

(1) 契約の概要

本件契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付に該当するものです。

(2) 契約（貸付）期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。

(3) 契約金額

ア 契約金額は、月額貸付料に貸付月数を乗じた総額とします。

イ 月額貸付料は、貸付物件（入札案件）が屋外か屋内かにより算定方法が異なります。

(ア) 屋外の場合は、落札金額をもって月額貸付料とします。

(イ) 屋内の場合は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額（落札金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（1円未満切捨て）をもって月額貸付料とします。

ウ 消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため、消費税相当額が変更になるときは、当該改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する貸付料は、改正後の税率に基づき計算した額に改定するものとします。

(4) 貸付物件の用途

貸付物件は、自動販売機設置運営事業（借受人自ら貸付物件に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して営業・運営する事業をいう。以下同じ。）にのみ使用し、他の目的には使用しないものとします。

(5) 遵守事項

自動販売機設置運営事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

ア 自動販売機の設置及び運用における遵守事項

- (ア) 環境への配慮から、ピークシフト、ピークカット等省エネルギー機能搭載型かつノンフロン対応型の機種を設置すること。
- (イ) ユニバーサルデザイン対応型機種を設置すること。
- (ウ) 常に使用が可能な状態で設置すること。
- (エ) 転倒防止等耐震対策を施すこと。
- (オ) 営業許可を要する飲食料を販売する自動販売機を設置するときは、関係法令に基づく当該許可を受けたことを証する書類の写しを貸付人（浜松市をいう。以下同じ。）に提出すること。
- (カ) 設置に当たり電気工事その他の工事を必要とするときは、貸付人の指示に従って行い、工事完了後は当該完了を貸付人に報告すること。
- (キ) 設置後に貸付人の確認を受け、施設管理上支障があると指摘されたときは、指示に従い速やかに是正すること。
- (ク) 自動販売機の転倒等により第三者に損害を与えたときは、借受人の責任において適切な対応及び処理を行うこと。
- (ケ) 故障、不具合等が生じた際の問合せ連絡先を、自動販売機に明記すること。

イ 回収ボックスの設置及び運用における遵守事項

- (ア) 貸付人の指示に従い、指定の位置に設置し、設置後は当該完了を貸付人に報告すること。
- (イ) 常に使用が可能な状態を維持すること。
- (ウ) 衛生的に良好な状態で管理をすること。
- (エ) 分別回収、リサイクル処分に努めること。
- (オ) 回収した飲料容器等の搬出方法及び搬出時間については、貸付人と協議のうえ決定すること。

ウ 販売品についての遵守事項

- (ア) 販売品は缶又はペットボトル入りの飲料とすること。
- (イ) 酒税法第2条第1項に規定する酒類及びその類似品を販売しないこと。
- (ウ) 販売品の補充及び維持管理は、借受人の責任において行うこと。
- (エ) 賞味期限の管理を行い、衛生的な管理に努めること。
- (オ) 販売価格は一般的な標準価格とし、標準価格より高い価格での販売はしないこと。
- (カ) 搬入方法及び搬入時間については、貸付人と協議のうえ決定すること。

エ 物件保全についての遵守事項

- (ア) 常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保存につとめるものとし、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損したときは、直ちに貸

付人にその状況を通知すること。

(イ) 貸付物件を滅失又はき損させたときは、自らの責任と負担において、貸付物件を原状に回復すること。また自動販売機設置運営事業に起因して第三者に損害を与えた場合は、自らの責任と負担で解決すること。

(6) 貸付料等

ア 自動販売機設置運営事業の実施にかかる貸付料、工事費及び光熱水費は全て借受人の負担となります。

イ 光熱水費の算定は貸付人が行うものとし、当該算定に必要な使用料把握のためのメーターの設置費用は借受人の負担となります。

ウ 貸付料は、1年度分を2回に分け、前期分を9月30日までに、後期分を3月31日までに支払いいただきます。

エ 光熱水費のうち、電気料金は月単位で、水道料金及び下水道料金は2か月単位で支払いいただきます。

オ 貸付料等の支払いが遅延したときは、遅延損害金が課されることとなります。

(7) 返還時の扱い

ア 貸付物件を貸付人へ返還する際は、借受人の負担と責任において貸付物件を原状（貸付を始めたときの状態）に回復していただきます。

イ 借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕料等の必要費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできません。

ウ 借受人が原状回復を行わないときは、貸付人側で自動販売機を移設し管理することができるものとし、そのために費用が生じたときは、借受人が当該費用を負担するものとします。

エ 貸付期間満了前に、貸付物件を引き続き使用する契約を浜松市との間で締結し、かつ浜松市が認めたときは、原状回復の必要はありません。

(8) 契約解除等

ア 契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、契約を解除することができるものとします。

イ 貸付人は、貸付人が公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、契約を解除することができるものとします。

ウ 貸付人は、借受人が暴力団・暴力団員と関係があること、破産・倒産手続きに入ったことが明らかとなったときは、催告をせず直ちに契約を解除することができるものとします。

エ 借受人は、貸付期間にかかわらず、自動販売機設置運営事業を終了するときは、終了する日の2か月前までに書面により貸付人に予告した上で、契約を解除することができるものとします。

オ 契約に定める義務を履行しないときは、違約金支払い及び損害賠償義務が生じることになります。

(9) 利用者対応

借受人は、自動販売機設置運営事業により生じる直接又は間接のトラブル、苦情等について、一切の責任をもって解決するものとします。

(10) 契約締結費用

契約締結のために要する費用（収入印紙等）は、借受人の負担とします。

1 6 契約の締結

(1) 令和6年3月22日（金）に、浜松市（貸付人）との間で、浜松市が定める所定の様式（別添参照）により「市有財産貸付契約」を締結します。

(2) 契約金額は、貸付料の総額とします。

(3) 落札者が契約を締結しない場合は、落札が無効となり、今後3年間、浜松市自動販売機設置場所貸付一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

1 7 入札結果の公表

入札の結果については、入札案件ごとの落札金額及び落札者を浜松市ホームページで公表させていただきます。

【お問合せ先】

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2

浜松市市民部創造都市・文化振興課

（浜松市役所本館3階）

電話：053-457-2417

FAX：050-3730-2887

E-mail：bunka@city.hamamatsu.shizuoka.jp